

【判例評釈】

取締役の経営判断における不採算事業の継続
一名古屋地判平成29年2月10日金融・商事判例1525号50頁一

中京大学法科大学院 教授

池 野 千 白

I 事件の概要

Y 会社は、大正15年にツノダ商店として開業し、昭和13年に法人改組し、株式会社ツノダ商店として設立された。その後、昭和25年に、関連企業である角田工業株式会社と合併し、ツノダ自転車株式会社に変更した。その後、自転車事業を中心として発展し、その発売に係るブランド『テュー号』は、かつてテーマソングがラジオ及びテレビ広告で流されて世間に認知され、有名であった。昭和37年に、名古屋証券取引所市場第2部に上場した。平成4年に、商号を、ツノダ株式会社に変更し、それに続いて、子会社の大垣スタンド株式会社を吸収合併した。現在は、監査役会設置会社であり、主要な事業内容は、不動産業（賃貸マンション・賃貸ビル・賃貸土地及びその管理）と自転車の企画・開発・販売（開発代行商社）である。なお、自転車製造業からスタートしているが、現在の主要な売り上げは、不動産賃貸業にある。発行済株式総数77万3500株であり、資本金額は、4億円である。また、自転車販売については、自転車販売業者である「株式会社きゅうべえ」に業務委託を行っている。

X は、これまで、継続的に会社の経営方針に対して対立してきた個人株主であり、株主提案権を数回行使して、自転車部門を定款の目的から削除することを求め、経営方針として、自転車部門の撤退をY 会社側に求めている。本件でも、自転車部門による損失をもって、Y 会社役員に対して、会社法423条1項の責任追及を行うために、代表訴訟を提起したものである。なお、X は、平成27年4月5日付けで訴え提起請求書をY 会社に提出し、Y 会社は、平成27年6月1日付けで、責任追及の訴えを提起しない旨、X に通知した。また、Y 会社は、役員側の補助参加人である。

X の提訴理由は、多岐に亘り、論理的に支離滅裂な箇所もあるが、整理すると、以下の通りである。第1に、自転車部門という事業別セグメントの営業損益を開示しない有価証券報告書を提出したことが、金融商品取引法24条1項違反及び内閣府令15条1号イ違反という法令違反があり、この開示がなされていれば、株主にこの情報が開示されることから、X の提案権行使による自転車部門の定款目的からの削除も可決し、自転車部門を撤退したことにより、自転車部門の損失を会社が被ることはなかったというものである。また、金融商品取引法違反行為ではないとしても、自転車部

門の営業損益の不開示は、自転車部門の営業損益を隠蔽し、株主を欺いて、株主総会における株主の権利行使を妨害する行為であるから、取締役の善管注意義務違反である。【争点1：取締役の金融商品取引法違反】

第2に、自転車部門の営業損益を算定しようともせず、これを一切考慮することなく、損益がプラスになるとは考えられない自転車部門を漫然と継続することは、著しく不合理な経営判断であり、取締役としての善管注意義務違反である。また、「株式会社きゅうべえ」への販売業務委託は、自転車部門継続するための経営判断であり、自転車部門の継続という経営判断自体が著しく不合理であるから、取締役の善管注意義務違反である。【争点2：取締役の経営判断における善管注意義務違反】

第3は、監査役は、取締役の任務懈怠に対して、何らの対応もしておらず、監査業務における善管注意義務違反がある。【争点3：監査役の監査業務における善管注意義務違反】

II 判旨

(1) 取締役の金融商品取引法違反

「金商法24条1項は、有価証券の発行者である会社は、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない旨を定めている。

これを受けて、令15条1号イは、財務局長等に提出すべき有価証券報告書の様式を定めているところ、Y会社が使用すべき第三号様式には、第一部【企業情報】の第2【事業の状況】の1に【業績等の概要】という項目が設けられており、同項目は、最近事業年度等における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること、なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載することとされている。

金商法24条1項の規定及び令15条1号イが定める第三号様式のうち「業績等の概要」の内容は、前記アのとおりにとどまるところ、これらの規定の文言上、有価証券報告書に、事業セグメント別の業績として、Xが主張するような事業部門ごとの営業損益を記載すべきことが要求されているものではない。また、複数の事業部門を有する会社において、各事業部門に関係する一般経費が存在し、これを各事業部門に割り付けることが困難な場合もあると考えられることからすると、上記法令の解釈によって、有価証券報告書に事業部門ごとの営業損益を記載すべきことが要求されているという結論を導き出すこともできない。」

「有価証券報告書の記載事項は、法令によって詳細に定められているのであるから、原告の主張するような事由が存したとしても、そのために、有価証券報告書に事業部門ごとの営業損益を記載することが法令で義務づけられると解することは困難である。

したがって、Y会社取締役らにおいて有価証券報告書に自転車部門の営業損益を記載しなかったことが、法令違反に当たるということとはできない。」

「金商法及び令が有価証券報告書に事業部門ごとの営業損益を記載すべき法的義務を定めている

とは認められないのであるから、Y 会社取締役らがこれを記載しなかったとしても、それは法令に従った行為であり、そのことが営業損益の隠蔽や株主の権利行使に対する妨害に当たると評価することはできず、また、善管注意義務違反に当たるともいえない。」

(2) 取締役の経営判断における善管注意義務違反

「このような経営判断が善管注意義務違反に当たるとかについては、事後的・結果論的な評価によるのではなく、行為当時の状況に照らし、合理的な情報収集・調査・検討等が行われたか、及び、その状況と取締役に要求される能力水準に照らし不合理な判断がなされなかったか等を基準に判断すべきものである。

ところで、複数の事業部門を有する会社において、ある事業部門で赤字が続いていたとしても、当該事業から撤退しないことが直ちに取締役の善管注意義務違反になるものではなく、当該事業が好転する可能性の有無及び程度、当該事業の会社における位置付けや事業全体に占める割合、当該事業から撤退することによって他の事業に及ぼす影響その他当該事業を撤退することによるメリット及びデメリット等を総合的に考慮して、当該事業を継続するという判断に不合理な点があったか否かを検討して、善管注意義務違反の有無を決するのが相当である。

これを本件について見ると、証拠によれば、自転車業界においては、平成期に入ってから、郊外型スーパー、大手量販店あるいは大型自転車販売専門店の出現などによる販売市場の変化やバブル崩壊後の金融機関の融資が消極的になったことなどから、構造変化が生じ、数社が廃業するという状況が生まれたものの、一方で、自転車に機能性やファッション性などの付加価値が求められる状況も生まれ、自転車の内需自体は、少なくとも平成7年頃までは増加傾向にあったこと、Y 会社は、上記のような自転車市場環境の変化に対応するため、自社生産から外部委託生産に全面的に切り替え、デザイン性・機能性を重視した開発を進めるなどして、製造コストを削減し、販売台数を増加させ、また、新規顧客の開拓を図るなどしたこと、Y 会社の事業全体で見ると、平成16年7月期までは経常損失を出していたところ、平成17年7月期以降経常利益を出すようになり、平成21年7月期以降は、1億円以上の経常利益を出すようになったことが認められる。そうすると、我が国において自転車事業自体が衰退するほかない状況にあったとはいえないところ、Y 会社は、自転車事業部門を存続させるための対策を取り、自転車事業の相応の好転も生じさせてきたといえるのであって、X が主張するように、およそ自転車事業の損益がプラスになる見込みがないとか、Y 会社取締役らが漫然と自転車事業部門を存続させてきたと評価することはできない。

また、証拠によれば、Y 会社は、自転車販売業をしていた創業者が昭和13年に設立した会社であり、自転車事業を中心として発展し、その発売に係るブランド「テュー号」は、かつてテーマソングがラジオ及びテレビ広告で流されて世間に認知され、有名であったことが認められ、したがって、Y 会社の知名度は、自転車事業によるものであるといえるのであって、そのような事業を存続させるということは、経営判断として十分理解できることである。

加えて、平成23年及び平成25ないし27年に開催されたY 会社の各株主総会において、定款記載の目的から自転車事業を削除することを求める株主提案がされたが、いずれも否決されているところ、

同事実によれば、株主の多数は自転車部門の存続を否定していなかったことが認められるから、Y 会社取締役らが自転車事業部門を存続するという経営判断は、株主の多数の意思に沿うものといえる。

以上によれば、その他の X の主張するところを考慮しても、Y 会社取締役らによる自転車事業部門を存続させた経営判断に不合理な点があったとはいえ、Y 会社取締役らに善管注意義務違反は認められないから、Y 会社取締役らは、法423条1項の責任を負うものではない。」

(3) 監査役の監査業務における善管注意義務違反

「監査役は、取締役の職務の執行を監査すべき業務監査義務を負う（法381条1項）が、その業務監査の範囲は、原則として業務執行の適法性（法令・定款違反の有無）に限られるというべきところ、Y 会社取締役らに法令違反及び善管注意義務違反は認められないから、Y 会社監査役らに、これらに関する監査義務違反（善管注意義務違反）が認められないことは明らかである。」

III 研究

1 研究の方針

金融商品取引法違反については、判旨が述べる通りであり、本稿では、特に扱うものではない。本稿では、自転車部門の継続という経営判断についての善管注意義務違反という争点に焦点を当てて、検討することとする。

2 役員等の任務懈怠責任と善管注意義務違反

(1) 取締役の会社に対する任務懈怠責任

会社法423条1項は、取締役の任務懈怠による会社に対する損害賠償責任を定める。この責任の意義については、最高裁が、明確に述べている。すなわち、「商法266条1項5号に基づく取締役の会社に対する損害賠償責任は、取締役がその任務を懈怠して会社に損害を被らせることによって生ずる債務不履行責任であるが、法によってその内容が加重された特殊な責任であって、商行為たる委任契約上の債務が単にその態様を変じたにすぎないもの⁽¹⁾ということはできない」。キーワード的に言えば、「特殊な債務不履行責任」ということである。

(2) 任務懈怠の意義

この任務懈怠なる概念については、旧商法266条1項5号を前提に、会社法制定時に、任務懈怠という用語を用いることになったものである。旧商法266条1項は、各号において、取締役の会社に対する損害賠償責任を定めるものであったが、1号から4号までは、無過失責任として理解され、5号が過失責任を定めるものであった。そして、5号は、その要件として、任務懈怠ではなく、「法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シタルトキ」と規定されていた。しかし、監査役の会社に対する損害賠償責任については、無過失責任は規定されていなかったことから、その要件は、「任務ヲ怠ルトキ」と規定されていた（旧商法277条）。そして、「法令・定款違反」と「任務懈怠」とは、同義であ

ると理解されていた。なお、その後の旧商法特例法における取締役・執行役の委員会等設置会社に対する責任の要件についても、監査役の規定同様、「任務懈怠」と規定された（旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律21条の17第1項）。

したがって、任務懈怠とは、法令・定款違反をいうと、いうことに異説はない。

（3）法令・定款違反における「法令」の意義

法令・定款違反における「法令」の意義については、最高裁が明確に述べている。すなわち、「取締役を名あて人とし、取締役の受任者としての義務を一般的に定める商法二五四条三項（民法六四四條）、商法二五四条ノ三の規定（以下、併せて「一般規定」という。）及びこれを具体化する形で取締役がその職務遂行に際して遵守すべき義務を個別的に定める規定が、本規定にいう「法令」に含まれることは明らかであるが、さらに、商法その他の法令中の、会社を名あて人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての規定もこれに含まれるものと解するのが相当である。ただし、会社が法令を遵守すべきことは当然であるところ、取締役が、会社の業務執行を決定し、その執行に当たる立場にあるものであることからすれば、会社をして法令に違反させることのないようにするため、その職務遂行に際して会社を名あて人とする右の規定を遵守することもまた、取締役の会社に対する職務上の義務に属するというべきだからである。したがって、取締役が右義務に違反し、会社をして右の規定に違反させることとなる行為をしたときには、取締役の右行為が一般規定の定める義務に違反することになるか否かを問うまでもなく、本規定にいう法令に違反する行為をしたときに該当することになるものと解すべきである。⁽²⁾」

したがって、会社または取締役を名宛てとするすべての法令が含まれることになり、すべての法令違反は、任務懈怠となる。そして、すべての法令の中に、善管注意義務違反という民法644条違反が含まれることも当然であるが、最高裁は、いわゆる二元説という考え方を採用し、一般規定である善管注意義務違反以外の個別法令違反行為は、当然に善管注意義務違反行為でもあるが、善管注意義務違反を持ち出すことなく、個別法令違反をもって、任務懈怠とすべきであるというものである。したがって、個別法令違反がない場合に、はじめて、一般的規定である善管注意義務違反を、任務懈怠として検討すべきであるというものである。

（4）経営判断と善管注意義務違反の関係

経営判断については、いわゆる日本版「経営判断の原則」が承認されている。それを明確に述べているのが、裁判例として大きな意義を有してきた野村証券損失補填事件の東京地裁判決である。⁽³⁾すなわち、「取締役は会社の経営に関し善良な管理者の注意をもって忠実にその任務を果たすべきものであるが、企業の経営に関する判断は、不確実かつ流動的で複雑多様な諸要素を対象にした専門的、予測的、政策的な判断能力を必要とする総合的判断であるから、その裁量の幅はおのずと広いものとなり、取締役の経営判断が結果的に会社に損失をもたらしたとしても、それだけで取締役が必要な注意を怠ったと断定することはできない。会社は、株主総会で選任された取締役に経営を委ねて利益を追及しようとするのであるから、適法に選任された取締役がその権限の範囲内で会社の

ために最良であると判断した場合には、基本的にはその判断を尊重して結果を受容すべきであり、このように考えることによって、初めて、取締役を萎縮させることなく経営に専念させることができ、その結果、会社は利益を得ることが期待できるのである。

このような経営判断の性質に照らすと、取締役の経営判断の当否が問題となった場合、取締役であればそのときどのような経営判断をすべきであったかをまず考えたうえ、これとの対比によって実際に行われた取締役の判断の当否を決定することは相当でない。むしろ、裁判所としては、実際に行われた取締役の経営判断そのものを対象として、その前提となった事実の認識について不注意な誤りがなかったかどうか、また、その事実に基づく意思決定の過程が通常の企業人として著しく不合理なものでなかったかどうかという観点から審査を行うべきであり、その結果、前提となった事実認識に不注意な誤りがあり、又は意思決定の過程が著しく不合理であったと認められる場合には、取締役の経営判断は許容される裁量の範囲を逸脱したものとなり、取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するものとなると解するのが相当である。⁽⁴⁾」

この考え方によれば、経営判断の原則とは、取締役の経営判断が結果的に会社に損失をもたらしたとしても、それだけで、取締役が必要な注意を怠ったと判断することはできないというものであると考えられる。すなわち、結果のみをもって評価することはできないとするものである。このような経営判断の原則が採用されるべき理由は、適法に選任された取締役がその権限の範囲内で会社のために最良であると判断した場合には、基本的にはその判断を尊重して結果を受容すべきであり、このように考えることによって、初めて、取締役を萎縮させることなく経営に専念させることができ、その結果、会社は利益を得ることが期待できるのである、としている。

しかし、このような経営判断の原則は、それと同時に、取締役の経営判断に基づく責任を回避できない場合を認める。すなわち、経営判断の原則を逸脱する場合である。上記裁判例によれば、前提となった事実認識に不注意な誤りがあり、又は意思決定の過程が著しく不合理であったと認められる場合には、取締役の経営判断は許容される裁量の範囲を逸脱したものとなり、取締役の善管注意義務に違反するものとなる、とする。したがって、すべての経営判断が、経営判断の原則により保護されるものではなく、著しく不合理な場合には、取締役として尽くすべく注意義務の履行を怠ったとして、善管注意義務違反になり、任務懈怠責任を追及されることになる。

(5) アパマンショップ事件

上記の裁判例以後は、東京高裁のマニアックな経営判断の原則の考え方も表明されてはいたが、⁽⁵⁾上記裁判例が、経営判断の原則の逸脱を判定する規範として支持されてきたと考えられる。

しかし、ここで、この上記裁判例によって形成されてきた経営判断の原則の逸脱を判定する判例規範に問題があることが、判明した。それは、表題のアパマンショップ事件によってであった。この事件では、企業グループの再編のために、取引関係者に引き受けてもらった子会社株式を、親会社が任意で買い取る場合の買取価格の経営判断が問題となった。この経営判断にあたっては、弁護士の意見聴取は行われたが、それのみにより、子会社株式の評価鑑定を行うことなく、買取価格の経営判断が行われた。ところが、その後、任意買取では完全子会社化ができなかったために、株式

交換を行うことになり、はじめて完全子会社の株式の評価鑑定を行ったところ、任意買取価格が5万円であったのに対して、鑑定評価額は1万円程度であった。このことから、取締役の責任が問題となり、東京高裁は、弁護士の意見聴取のみで、株式鑑定をしていないことは、前提となった事実認識に不注意があり、又は意思決定の過程が著しく不合理であるとして、取締役の善管注意義務を認定してしま⁽⁶⁾った。事件としては、意見聴取を受けた弁護士が、株式価格鑑定をすべきと助言すれば良かっただけのことであるが、これが、最高裁まで進んでしまうことになった。

最高裁は、経営判断の原則の逸脱は、「判断の過程・内容が著しく不合理な場合」として、判例規範を提示した。上記裁判例の規範は、経営判断の内容が著しく不合理であることを当然の前提としていると思われるが故に、判断過程の著しい不合理を、逸脱の要件としたのであったが、そのため、それに忠実に従えば、経営判断の内容が著しく不合理でない場合であっても、過程が著しく不合理であれば、経営判断の原則を逸脱したと評価されてしまうのである。まさに、アパマンショップ事件の東京高裁が、そのような思考に陥ってしまったのである。

最高裁⁽⁷⁾は、まず、任意買取価格5万円は、時価1万円程度から大きく乖離してはいるが、取引先関係との円滑な取引継続という経営判断からは、内容として著しく不合理ではないと評価した。もちろん、その後で、過程としても著しく不合理ではないと付け加えているが。経営判断の過程がどんなに著しく不合理でも、内容が著しく不合理でなければ、そもそもが、そこには、会社の損害というものは発生しておらず、取締役の責任を問う余地は、その限りではない。もちろん、取締役会も開かず、専門家の意見を全く参照しないような取締役が、そうそう著しく不合理でない経営判断を続けることができるのかどうかは定かではないが、もしかしたら、そのような天才経営者もいるのかもしれない。

この最高裁の判例規範を受けて、経営判断の原則逸脱の規範は、「経営判断の過程・内容の著しく不合理」と確立したものと考えて良いであろう。

3 本判旨の適用規範

本判旨は、自転車部門の継続という取締役の経営判断について、経営判断の原則の逸脱があるかどうかの判定の規範として、以下のものを提示する。すなわち、「行為当時の状況に照らし、合理的な情報収集・調査・検討等が行われたか、及び、その状況と取締役に要求される能力水準に照らし不合理な判断がなされなかったか等を基準に判断すべきものである。」とする。このような規範の立て方は、上述の東京地判をなぞらえたものと評価できるが、最高裁の判断が示された今では、きちんと、最高裁判決を引用し、「判断の過程・内容の不合理」の有無を、規範として用いることを示すべきである。裁判官がなすべきことは、事実認定及び法的評価の問題を除けば、適用すべき法規範を明瞭に示すことにあるから、第1次的には、適用すべき条文規範が示されなければならないはずである。また、条文規範自体の適用が直截にできない場合には、最高裁が判例規範を示している限りは、そして、それに異を唱えずに、判断するのであれば、最高裁の判例規範を、明確に示すべきである。

そうでなければ、単なる、その場凌ぎの判例規範を個々の裁判例が示すことになり、法的安定性

を害すると考えられるからである。

とは言え、本判旨においては、先に取り上げたように、「行為当時の状況に照らし、合理的な情報収集・調査・検討等が行われたか、及び、その状況と取締役要求される能力水準に照らし不合理な判断がなされなかったか等を基準に判断すべきものである。」と、規範を示しており、その限りでは、前半部分が、判断過程の不合理について規範化したものであり、後半部分が、判断内容の不合理について、規範化したものと理解することはできる。複数の事業部門を有する会社において、ある事業部門で赤字が続いていたとしても、当該事業から撤退しないことが直ちに取締役の善管注意義務違反になるものではなく、当該事業が好転する可能性の有無及び程度、当該事業の会社における位置付けや事業全体に占める割合、当該事業から撤退することによって他の事業に及ぼす影響その他当該事業を撤退することによるメリット及びデメリット等を総合的に考慮して、当該事業を継続するという判断に不合理な点があったか否かを検討して、善管注意義務違反の有無を決するのが相当である。しかし、そこには、規範的メルクマールとしての「著しく」が欠落している。善管注意義務は、本来は、過失認定の基礎となる注意義務であるから、注意義務違反とするためには、わずかな不注意は含まれるべきではないから、「著しく」不合理であることを明確な基準とする必要がある。

なお、本判旨では、判断過程の不合理については、特に、検討することなく、直裁に、判断内容の不合理について、検討をしている。

4 本判旨における経営判断内容の不合理の検討

本件においては、原告の主要な主張は、赤字を出している自転車部門を廃止することなく、事業を継続したことによる役員責任追及にあるから、この点に絞って、判旨を検討したい。そこで、この主要な争点に関し、本判旨は、先の抽象的規範をさらに、具体化して展開している。すなわち、「複数の事業部門を有する会社において、ある事業部門で赤字が続いていたとしても、当該事業から撤退しないことが直ちに取締役の善管注意義務違反になるものではなく、当該事業が好転する可能性の有無及び程度、当該事業の会社における位置付けや事業全体に占める割合、当該事業から撤退することによって他の事業に及ぼす影響その他当該事業を撤退することによるメリット及びデメリット等を総合的に考慮して、当該事業を継続するという判断に不合理な点があったか否かを検討して、善管注意義務違反の有無を決するのが相当である。」

もちろん、経営判断における善管注意義務違反による損害賠償事件であるから、善管注意義務違反の有無を検討することにはなるが、まずは、経営判断の内容の不合理性について、判定すべきである。すでに、著しく不合理であれば、善管注意義務違反になると宣言しているのであるから、法的評価の核心は、善管注意義務違反の有無ではなく、経営判断内容の不合理性にあるからである。

また、ここでも、「著しく」が規範的に欠落していることは、抽象的な規範提示の箇所と同様である。

具体的な評価に当たっては、第1に、Y会社側が提出した「役員が経営判断をするにあたって用いたと思われる」証拠に基づいて、自転車業界の状況について、資料上、事実認定し、それをもっ

て、役員を経営判断内容につき、不合理さはなかったと評価している。具体的には、「我が国において自転車事業自体が衰退するほかない状況にあったとはいえない」という評価と、「自転車事業部門を存続させるための対策を取り、自転車事業の相応の好転も生じさせてきたということが出来る」という評価により、「自転車事業の損益がプラスになる見込みがないとか、Y会社取締役らが漫然と自転車事業部門を存続させてきたと評価することはできない。」としている。

第2に、Y会社が、「自転車販売業をしていた創業者が昭和13年に設立した会社であり、自転車事業を中心として発展し、その発売に係るブランド『テーユー号』は、かつてテーマソングがラジオ及びテレビ広告で流されて世間に認知され、有名であったことが認められ」として、Y会社の知名度は自転車事業によるものであることを認定し、そのことも、事業継続という経営判断内容の合理性を有するものと評価している。

第3に、Xが提案してきた自転車部門を定款目的から削除する株主提案はすべて否決されており、株主も自転車部門の存続を支持してきたことがあげられる。

なお、その他の争点は、多少、言いがかり的な要素もあるので、検討対象からは割愛する。

5 本判旨に対する評価

本判旨の結論については、賛成する。経営判断の原則の逸脱の法理における判断としての評価根拠事実も適切であり、その限りで適切な判旨であると評価する。⁽⁸⁾

しかし、その前提としての法規範の定立の仕方には問題があると考えられる。第1に、アパマンショップ事件における確立した最高裁判例があるにもかかわらず、それと本判旨において採用された法規範との位置関係が全く示されることなく、当法廷独自の法規範を提示していることである。ここでは、きちんと最高裁判例を引用し、それを第1次規範として、その上で、争点に合わせた具体的規範の定立を行うべきである。ただし、本判旨で示された法規範自体は著しく不合理なものではない。上記の野村証券損失補填事件の東京地判以来の標準的な内容は有している。しかし、そこで、判定すべき「不合理」は、単なる「不合理」ではなく、「著しい不合理」でなければならない。もっとも、本判旨も、実際には、そのような判断をしているのではないかがわれは、するが。

また、実際の判断の一要素として、現状における単なる経営判断だけでなく、Y会社の自転車事業の老舗性についても、的確に評価しており、この点でも、本判旨に賛成するものである。

最後に、企業の経営方針における争いは、取締役の責任追及訴訟において争うものではなく、株主総会における多数決により争うべきものである。訴訟費用が1万3千円であることが、一般論としては、プラスに働くものと評価はできるが、代表訴訟の大改正後の時間の経過の中で、そのあり方が今問われていることは確かである。また、株主提案権の濫用についても、同様である。

- (1) 最判平成20年1月28日民集62巻1号130頁。
- (2) 最判平成12年7月7日最高裁判所民事判例集54巻6号1775頁。
- (3) 東京地判平成5年9月26日最高裁判所民事判例集54巻6号1798頁。
- (4) 同上1805頁。
- (5) 東京高判平成7年9月26日最高裁判所民事判例集54巻6号1820頁。

- (6) 東京高判平成20年10月29日金融・商事判例1304号28頁。
- (7) 最判平成22年7月15日金融・商事判例1347号12頁。
- (8) なお評釈として、弥永真生・「不採算部門の事業継続と善管注意義務違反」ジュリスト1509号2頁がある。